

千葉県保健医療計画の見直しについて

令和8年8月

千葉県 健康福祉部 健康福祉政策課 政策室

1 千葉県保健医療計画の位置づけ

- 医療法第30条の4に基づく法定計画
- 本県の保健医療に関して総合的・効果的に推進するための基本的な指針

計画の基本理念

**県民一人ひとりが、健やかに地域で暮らし、
心豊かに長寿を全うできる総合的な保健医療福祉システムづくり**

- 現行計画の期間は令和6年度から令和11年度まで



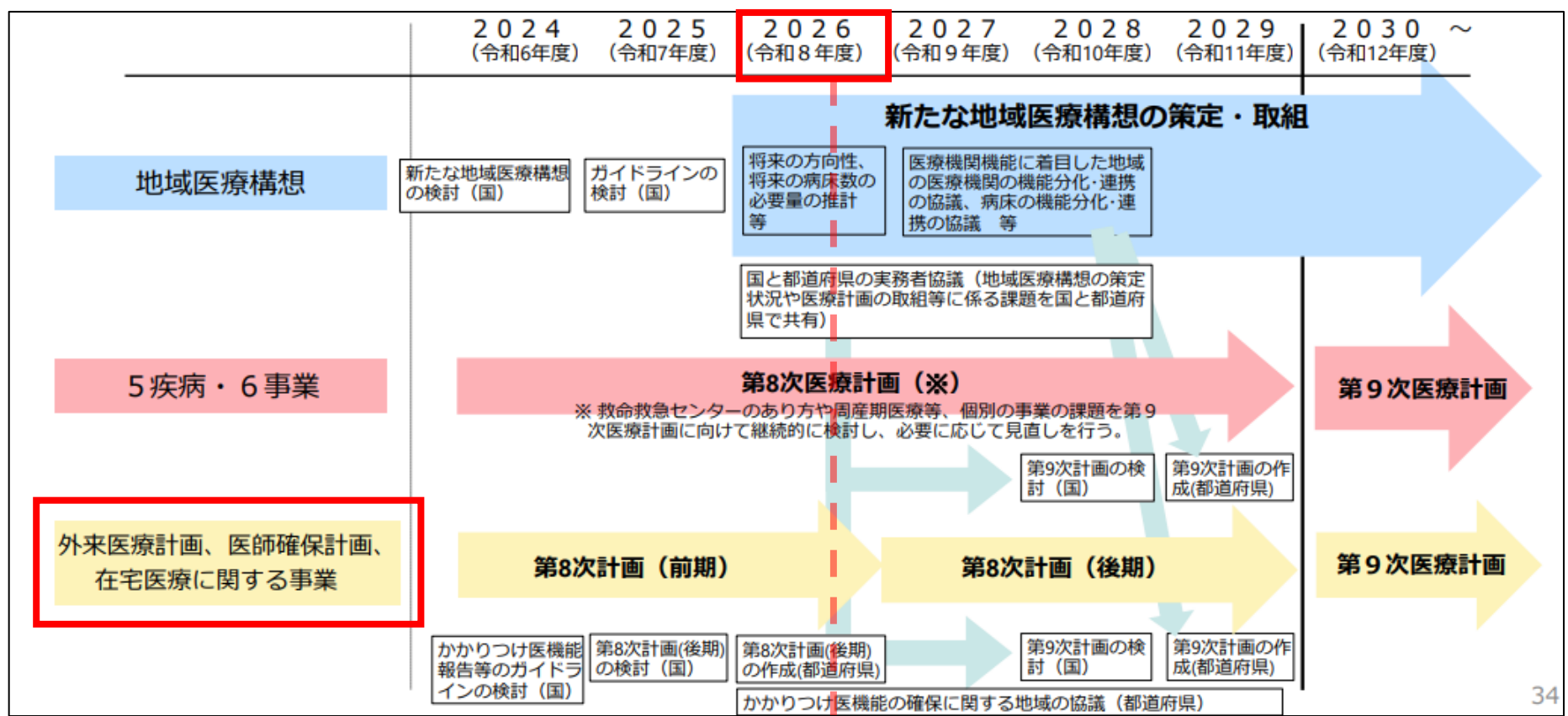
計画に記載されている主な内容

- **保健医療圏と基準病床数**
- 地域医療構想
- 5疾病（がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急、災害、新興感染症、周産期、小児）に関すること
- **外来医療、医師確保、在宅医療に関すること**
- 各種疾病対策の推進（結核、エイズ、感染症、肝炎、難病、小児慢性、アレルギー等）
- 健康危機管理対策、医療安全

…など

2 計画見直しの概要

- 計画のうち、以下の項目について中間見直しを行う必要がある。
 - (1) 外来医療（かかりつけ医）、医師確保、在宅医療に関すること …法定見直し cf.医療法30条の6
 - (2) 計画期間終了前に終期を迎える指標、目標値
 - (3) 医療圏（構想区域の見直しに合わせる）
 - (4) 一般・療養病床に係る基準病床数（医療圏変更を行った場合）、精神病床に係る基準病床数



3 見直し方針

- ・ **見直しの適用期間は令和9年度から令和11年度まで（3年間）とする。**

- ・ **検討の方向性**

- （1）外来医療**

- 医療・介護需要の急増が見込まれる中で、患者が地域で必要な時に必要な医療を受けられる体制を確保するため、令和8年度に実施予定の「医療機能調査」の結果等を踏まえて、「施策の具体的展開」の見直し等を行います。

- （2）医師確保**

- 医師の確保については、将来の生産年齢人口の減少など、医療提供体制を取り巻く環境の変化に留意しつつ、取組について見直し等を行います。

- 地域や診療科間の偏在是正に向けた取組をさらに進めます。

- （3）在宅医療**

- 地域の医療及び介護支援の実情に応じた在宅医療圏の見直しを行い、病床の機能分化、連携に伴い生じる新たな在宅医療、介護施設等の需要について、「千葉県高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）」との整合を図るとともに、令和8年度に実施する「在宅医療実態調査」の結果等を踏まえて、「施策の具体的展開」の見直し等を行います。

- （4）一般・療養病床に係る基準病床数**

- 二次保健医療圏を見直しにあわせ、国が示す算出方法を踏まえて算出します。

- （5）精神病床に係る基準病床数**

- 国が示す算出方法を踏まえて見直しを行います。

4 千葉県保健医療計画中間見直しに係る医療機能調査

【調査目的】

保健医療計画の中間見直しのため、本県の医療機能に関する事項について調査や分析を行い、前回調査時（令和5年度実施）からの状況変化等を的確にとらえ、計画に反映させる。

【調査概要】

調査実施期間：令和8年8月中旬頃から実施予定

（１）外来医療機能調査

[調査項目（予定）]

- ・外来診療への参画状況、地域における外来医療の充足状況
- ・かかりつけ医機能、公衆衛生分野への対応状況
- ・医療機器の状況 など

[対象]

一般診療所（約3,900箇所）、病院（約280箇所）

（２）在宅医療実態調査

[調査項目（予定）]

- ・在宅医療の実施状況、充足状況
- ・急変時の対応（時間外の体制）
- ・終末期、看取りの対応
- ・在宅医療現場での労働災害 など

[対象]

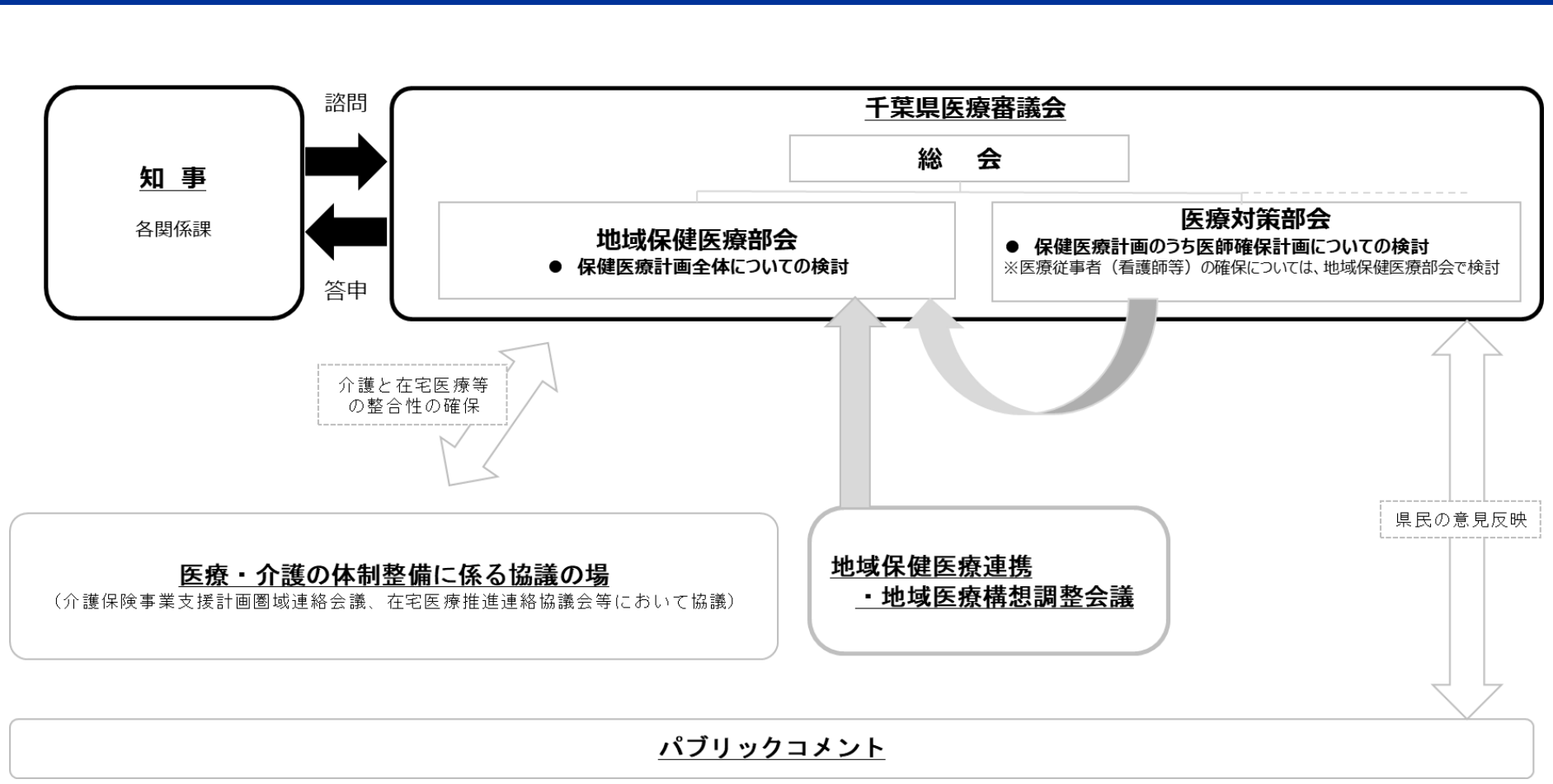
一般診療所（約3,900箇所）、病院（約280箇所）、在宅療養支援診療所（約460箇所）、在宅療養支援
歯科診療所（約300箇所）、訪問看護ステーション（約800箇所）、在宅患者訪問薬剤管理指導等対応薬局
（約2,300箇所）

（３）県民の意識調査

県民10,000人程度を対象にインターネットアンケートを実施し、在宅医療及び外来医療に関する県民意識を把握する。

5 検討体制

- 改定にあたっては、医療法に基づく手続きを実施するほか、二次医療圏ごとに設置する地域医療構想調整会議における地域の関係者への意見聴取やパブリックコメントを行うことで、広く県民や医療関係者等の意見を反映させる。
- 在宅医療については、介護保険事業支援計画圏域連絡会議、千葉県在宅医療推進協議会において有識者の意見を伺う。



6 新たな地域医療構想と保健医療計画の関係

- 「新たな地域医療構想」は、全ての人が適切に医療・介護を受けられ、医療従事者の持続可能な働き方も確保できるよう、令和22年（2040年）頃を見据えた地域の医療提供体制全体の課題解決を図ることとしている。
- 新たな地域医療構想は、医療計画の記載事項の一つではなく、医療計画の上位概念となる。**
- 構想区域は、原則として二次保健医療圏に一致させることとされている**ため、県としては、今後、国の考え方を踏まえて**構想区域の見直しを図る中で、県内全ての地域において持続可能な医療提供体制が確保されるよう、併せて二次保健医療圏域の見直しを検討する。**

